

申請時必要書類リスト

	必要書類（各項目の詳しい説明は、表の後ろにあります。）
<input type="checkbox"/>	①補助金交付申請書（第1号様式）
<input type="checkbox"/>	②見積書（100万円以上の場合は2者以上）（有効期限に余裕のあるもの）
<input type="checkbox"/>	③見積書の徴収の相手が市内事業者であることが確認できる書類（100万円以上の場合は2者以上）
<input type="checkbox"/>	④見積書の徴収の相手が建設業法別表第一に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可等を有していることを証する書類（100万円以上の場合は2者以上）
<input type="checkbox"/>	⑤建築年次と求積の根拠
<input type="checkbox"/>	⑥現況写真
<input type="checkbox"/>	⑦建築物の所有者が分かる書類（登記簿謄本（全部事項証明書）の原本）
<input type="checkbox"/>	⑧建築物の固定資産税及び都市計画税の滞納がないことが確認できる書類（納税証明書の原本）
<input type="checkbox"/>	⑨耐震性のチェックで取得した書類
<input type="checkbox"/>	⑩本人確認ができる書類（免許証、保険証等）（マイナンバーカードは除く）
<input type="checkbox"/>	⑪関係権利者同意書（第2号様式）＊建物の所有者が複数人いる場合に必要
<input type="checkbox"/>	⑫委任状 ＊手続き関係を除却工事業者等に委任する場合に必要
<input type="checkbox"/>	⑬過去2年間所有者全員およびその世帯員全員が非課税であることが分かる書類 ＊非課税世帯区分の場合に必要

①補助金交付申請書(第1号様式)

- ◇建物の所有者本人からの申請が必要です。
- 記載例を参考にして必要事項をご記入ください。

②見積書

- ◇税込みで見積額が100万円以上の場合は2者以上の見積書が必要です。
- 2者以上見積書を準備される場合は、見積書の項目をそろえてください。
- また、交付決定通知（書類審査）後、見積金額が低い方の事業者との契約となります。
- 見積金額が高い方の事業者とは契約できませんのでご注意ください。
- ◇審査期間に1か月ほどかかりますので、見積書の有効期間が、補助金交付申請の審査期間中に切れないうように設定してください。
- ◇見積書の宛名は申請者本人としてください。

③見積書の徴収の相手が市内事業者であることが確認できる書類

◇以下のいずれかをご提出ください。(コピー可)

◇2者以上見積書を準備される場合は、以下の書類について全ての事業者分をご用意ください。

書類 (いずれか1つ)	取得場所・方法
・法人登記	横浜地方法務局 〔補助申請日から1年以内のものがが必要です。〕
・有資格者名簿の写し	・以下のHPで名簿の該当業者部分を印刷 (マーカー) 横浜市 有資格者名簿検索 (工事) <input type="button" value="検索"/> 〔所在地区分が「市内」で、工種が「土木」、「建築」、「解体」のいずれかの登録を受けている事業者が対象です。〕
・国税庁法人番号公表サイトの写し	・以下のHPで該当業者の情報を印刷 国税庁 法人番号公表 <input type="button" value="検索"/> 〔本店または主たる事務所の所在地が「横浜市内」である事業者が対象です。〕

④見積書の徴収の相手が建設業法別表第一に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可等を有していることを証する書類

◇以下のいずれかをご提出ください。

◇2者以上見積書を準備される場合は、全ての事業者分の書類をご用意ください。

書類 (いずれか1つ)	取得場所・方法
・国土交通省または神奈川県知事の土木工事業・建築工事業または解体工事業のいずれかの許可を受けていることが分かる書類	・以下のHPで該当業者の情報を印刷 国土交通省 建設業者 <input type="button" value="検索"/> <input type="button" value="検索"/> 〔「土木一式工事」、「建築一式工事」、「解体工事業」のいずれかの登録を受けている事業者が対象です。〕
・建設リサイクル法第21条により、神奈川県「解体工事業の登録」を受けていることが分かる書類	・以下のHPで名簿の該当業者部分を印刷 (マーカー) 神奈川県 解体工事業者登録簿 <input type="button" value="検索"/>

⑤建築年次と求積の根拠

◇以下の書類から、建物の延べ面積が最も現況に近い書類を選択しご提出ください。3.及び 4.の場合は、補助申請日から3か月以内の原本をご提出ください。

書類（いずれか1つ）	取得場所・方法
1. 建築確認通知書	ご自宅に保管されているもの
2. 台帳記載証明書	よこはま建築情報センター（市庁舎2F）
3. 登記簿謄本（全部事項証明書）	法務局
4. 固定資産税課税台帳登録事項証明書	解体予定建物がある区の区役所税務課

※原則、上記のいずれかで、建築年次及び延べ面積が証明できない場合は、補助申請はできません。

※⑦で取得する書類と同じ場合は、計1部のご提出で構いません。

⑥現況写真

◇解体予定建物の現在の状況を撮影してください。（建物全体が分かるもの）

⑦建築物の所有者が分かる書類（登記簿謄本（全部事項証明書）の原本）

◇補助申請日から3か月以内の原本を提出してください。

書類	取得場所・方法
・登記簿謄本（全部事項証明書）	法務局

※以下の理由で登記簿謄本で建物の所在地及び所有者が確認できない場合には、別途書類が必要となります。

	書類(各項目に記載の書類全て必須)	取得場所・方法
・未登記の場合	・固定資産税課税台帳登録事項証明書 (3か月以内の原本)	解体予定建物がある区の区役所税務課
	・建物所有者報告書(未登記の場合用)	HP からダウンロード又は建築防災課にお問合せください。
・売買の場合	・売買契約書のコピー (引渡しまで完了していること)	
・相続の場合	・登記簿謄本(申請地点で取得できるもの)	法務局
	・法定相続情報 ・建物所有者報告書(相続の場合用)	HP からダウンロード又は建築防災課にお問合せください。

⑧市税(固定資産税及び都市計画税)の滞納がないことが確認できる書類(納税証明書の原本)

◇補助申請日から3か月以内の原本を提出してください。

書類	取得場所・方法	備考
・納税証明書	解体予定建物がある区の区役所税務課	・税の種類：固定資産税及び都市計画税 ・証明年次：過去2年間分 (令和7年度申請の場合、「令和6年度分」と「令和5年度分」)

※直近で売買契約を行い、⑦で「売買契約書のコピー」をご提出いただく場合は、⑧は必要ありません。

⑨耐震性のチェックで取得した書類

◇以下のいずれかをご提出してください。(コピー可)

書類	条件	取得場所・方法
・耐震診断結果報告書	市(建築防災課)の耐震診断を受け、その結果、 耐震性が低い(上部構造評点 1.0 未満である)結果であること	・市(建築防災課)に申込書を提出 または ・電子申請システムで手続き 申込書:HPからダウンロード又は建築防災課にお問合せください。
・耐震診断調査票 (場合により写真)	「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」にて、 倒壊の危険性があると判断できる結果であること	HPからダウンロード又は建築防災課にお問合せください。
・事前相談回答書	市(建築指導課)へ事前相談票を提出した結果、 倒壊等のおそれのある空家と判定されること	・市(建築指導課)に事前相談票を提出 事前相談票:HPからダウンロード又は建築指導課に郵送請求

⑩本人が確認できる書類(免許証、保険証等)(マイナンバーカードは除く)

◇窓口に来庁時に本人確認書類(免許証、保険証等)の提示をしてください。

◇郵送の場合や他の方に手続きを委任する場合は、申請者本人の本人確認書類(免許証、保険証等)の写しのご提出が必要となります。また、手続きを委任した場合は、委任を受けた者の本人確認書類についても提示してください。

(※)本人が確認できましたら本人確認書類の写し等は破棄いたします。

◇マイナンバーカードやマイナンバーを含む書類での受付はできませんのでご注意ください。

以下、⑪～⑬は必要に応じてご提出ください。

<建物の所有者が複数名いる場合に必要な書類>

⑪関係権利者同意書(第2号様式)

◇建物の所有者が複数名いる場合、申請者以外の全ての所有者の同意が必要ですので関係権利者同意書を提出してください。

<申請手続きを他の者に委任する場合に必要な書類>

⑫委任状(手続き関係を除却工事業者等に委任する場合)

- ◇申請手続きを他の者に委任する場合に提出してください。
- ◇委任者、受任者の双方の押印が必要です。
- ◇書式は任意で構いません。

<非課税世帯区分で申請する場合に必要な書類>

⑬過去2年間所有者全員およびその世帯員全員が非課税であることが分かる書類

◇非課税世帯の場合、以下の書類を全てご提出ください。

書類(全て)	取得場所・方法	備考
・世帯員確認届出書 (第3号様式)	HP からダウンロード又は建築防災課にお問合せください	
・課税(非課税)証明書	住民税を納付している自治体の 税務課	・3か月以内の原本 ・証明年次:過去2年間分 ※補助申請日が 令和7年4月～6月の場合 「令和6年度(令和5年分)」と 「令和5年度(令和4年分)」 ※補助申請日が 令和7年7月～12月の場合 「令和7年度(令和6年分)」と 「令和6年度(令和5年分)」
・住民票	住民票がある自治体の戸籍課	・3か月以内の原本 ・マイナンバーの記載が無いもの ・世帯員全員が記載されているもの

※非課税世帯区分とは、所有者及びその世帯員全員が、過去2年間住民税が非課税である世帯のことです。